



# 愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成15年4月25日金曜日 第1451号

### ◇ 目 次 ◇

民生委員の定数の一部改正.....	511
土地改良区役員の就退任の届出（15件）.....	511
土地改良区役員の退任の届出（2件）.....	516
新たな土地改良事業の施行の認可.....	516
保安林予定森林.....	516
同意の成立（漁獲共済）.....	517
愛媛県普通河川管理条例に基づく認定河川の廃止（2件）.....	517

### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告（3件）..... 518

### 正 誤

平成15年4月11日付け第1447号愛媛県規則第42号（愛媛県事務処理規則の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則及び児童福祉法施行細則の一部を改正する規則）中..... 518

### 告 示

#### ○愛媛県告示第993号

民生委員の定数（平成13年8月愛媛県告示第1416号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成15年4月25日

愛媛県知事 加戸守行

表中「288」を「294」に改め、「別子山村6」を削る。

#### ○愛媛県告示第994号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市太山寺土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成15年4月25日

愛媛県知事 加戸守行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	岡本逸朗	松山市勝岡町2546番地
"	小池了	松山市太山寺町1874番地
"	渡部勝廣	松山市太山寺町1740番地
"	岡本榮二	松山市勝岡町2550番地
"	岡本泰茂	松山市勝岡町2593番地4
"	村上伸二	松山市太山寺町2303番地1
"	吉村貞夫	松山市太山寺町2309番地
"	鷓高幸輝	松山市太山寺町1481番地4
"	小池建夫	松山市太山寺町1478番地
"	須之内芳朗	松山市太山寺町1372番地

"	門間茂夫	松山市太山寺町564番地
"	門間隆幸	松山市太山寺町585番地
監事	上森光明	松山市太山寺町721番地1
"	鷓久森紀元	松山市太山寺町1816番地
"	山田宣之	松山市太山寺町1377番地

### 退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	吉村貞夫	松山市太山寺町2309番地
"	渡部勝広	松山市太山寺町1740番地
"	村上伸二	松山市太山寺町2303番地1
"	山崎春重	松山市太山寺町1326番地1
"	武智重明	松山市太山寺町565番地
"	須之内巧	松山市太山寺町1395番地
"	須之内実	松山市太山寺町1393番地
"	武智敏夫	松山市太山寺町515番地
"	小池了	松山市太山寺町1874番地
"	岡本泰茂	松山市勝岡町2599番地2
"	岡本逸朗	松山市勝岡町2546番地
"	岡本榮二	松山市勝岡町2550番地
監事	上森光明	松山市太山寺町721番地1
"	徳吉安春	松山市太山寺町1492番地1
"	鷓久森紀元	松山市太山寺町1816番地

#### ○愛媛県告示第995号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市勝岡土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成15年4月25日

愛媛県知事 加戸守行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	柳原計介	松山市勝岡町2573番地1
"	岡本米雄	松山市勝岡町2562番地
"	岡本邦久	松山市勝岡町2511番地
"	岡本正文	松山市勝岡町2561番地
"	大野信良	松山市勝岡町1288番地4
"	植田美恵子	松山市勝岡町1096番地3
監事	大野和生	松山市勝岡町1287番地2
"	矢野孝人	松山市勝岡町2574番地1

### 退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	岡本正博	松山市勝岡町2611番地

"	矢野 孝人	松山市勝岡町2574番地 1
"	大野 邦弘	松山市勝岡町2675番地
"	大野 勝利	松山市勝岡町1268番地 2
"	田中 浩三	松山市勝岡町1278番地
"	大野 和生	松山市勝岡町1287番地 2
監事	田中 久義	松山市勝岡町1084番地
"	芳之内 良一	松山市勝岡町1278番地 2

"	土居 正之	松山市水泥町1181番地
"	敷村 元良	松山市水泥町1086番地
"	小島 敏弘	松山市水泥町1073番地
"	重松 完治	松山市水泥町1109番地
"	渡部 ヤス子	松山市水泥町1025番地
"	吉岡 光義	松山市水泥町641番地
"	吉田 一真	松山市水泥町710番地
監事	重松 幹夫	松山市水泥町1087番地
"	永田 庄二	松山市水泥町1020番地

○愛媛県告示第 996 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、松山市居相土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成15年4月25日

愛媛県知事 加戸守行

就任

役員の種類	氏名	住 所
理事	玉井 良昭	松山市居相町281番地
"	洲之内 貞治	松山市居相町141番地 1
"	今村 旭	松山市居相町157番地
"	堀川 満幸	松山市居相町166番地 2
"	永木 力	松山市居相町114番地
"	玉井 章	松山市居相町155番地
"	今村 省三	松山市居相町434番地 1
監事	洲之内 慶忍	松山市居相町130番地 1
"	川添 光雄	松山市居相町376番地 1

退任

役員の種類	氏名	住 所
理事	福田 利文	松山市居相町144番地
"	峰山 重幸	松山市居相町413番地
"	洲之内 貞治	松山市居相町141番地 1
"	今村 旭	松山市居相町157番地
"	堀川 満幸	松山市居相町166番地
"	永木 力	松山市居相町114番地
"	玉井 章	松山市居相町155番地
監事	洲之内 慶忍	松山市居相町130番地 1
"	川添 光雄	松山市居相町376番地 1

○愛媛県告示第 997 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、松山市水泥町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成15年4月25日

愛媛県知事 加戸守行

就任

役員の種類	氏名	住 所
理事	松田 光雄	松山市水泥町1135番地
"	相原 成元	松山市水泥町1146番地 2
"	宮内 文雄	松山市水泥町1174番地

退任

役員の種類	氏名	住 所
理事	永田 庄二	松山市水泥町1020番地
"	野村 正利	松山市水泥町665番地
"	重松 吉広	松山市水泥町1090番地
"	仙波 孝夫	松山市水泥町1037番地
"	柴田 隆	松山市水泥町887番地
"	青木 敬	松山市水泥町1128番地
"	永田 哲	松山市水泥町1111番地
"	野中 健三	松山市水泥町1150番地
"	宮内 義雄	松山市水泥町1173番地 2
"	重松 清美	松山市水泥町1053番地
"	野村 弘	松山市水泥町663番地
監事	重松 幹夫	松山市水泥町1087番地
"	重松 利昭	松山市水泥町1098番地

○愛媛県告示第 998 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、松山市和泉土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成15年4月25日

愛媛県知事 加戸守行

就任

役員の種類	氏名	住 所
理事	飯泉 孝照	松山市和泉北 3 丁目13番地32
"	仙波 旭	松山市和泉594番地 1
"	大野 陽一	松山市和泉北 3 丁目 3 番地13
"	堀内 悦夫	松山市和泉北 3 丁目20番地25
"	大野 幸良	松山市和泉北 3 丁目 6 番地12
"	堀内 健志	松山市和泉北 3 丁目 5 番地10
"	飯泉 善明	松山市和泉北 3 丁目13番地32
"	堀内 重機	松山市和泉北 3 丁目14番地19
監事	堀内 通正	松山市和泉北 3 丁目20番地 3
"	上田 巖	松山市和泉北 3 丁目10番地 9

退任

役員の種類	氏名	住 所
理事	光長 貞義	松山市和泉北 3 丁目13番地21
"	堀内 省吾	松山市和泉北 3 丁目14番地24
"	飯泉 孝照	松山市和泉北 3 丁目13番地32

"	堀内悦夫	松山市和泉北3丁目20番地25
"	大野幸良	松山市和泉北3丁目6番地12
"	堀内健志	松山市和泉北3丁目5番地10
"	大野陽一	松山市和泉北3丁目3番地11
"	仙波旭	松山市和泉594番地1
監事	堀内通正	松山市和泉北3丁目20番地3
"	山田忠孝	松山市和泉北3丁目20番地7

○愛媛県告示第999号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市谷町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成15年4月25日

愛媛県知事 加戸守行

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	谷岡勲	松山市谷町132番地2
"	樋口正俊	松山市谷町379番地
"	宮崎賢二	松山市谷町甲133番地1
"	寺井雅信	松山市谷町330番地
"	門屋吉夫	松山市谷町38番地2
"	門屋康男	松山市谷町4番地2
"	門屋浩美	松山市谷町甲36番地1
"	門屋一臣	松山市谷町306番地
"	寺井昭男	松山市谷町甲26番地3
監事	谷岡武雄	松山市谷町451番地1
"	宮崎澄雄	松山市谷町474番地1

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	門屋吉夫	松山市谷町38番地2
"	谷岡勲	松山市谷町132番地
"	寺井雅信	松山市谷町330番地
"	門屋康男	松山市谷町4番地2
"	門屋浩美	松山市谷町甲36番地1
"	山口宏	松山市谷町14番地
"	宮崎賢二	松山市谷町133番地
"	門屋克孝	松山市谷町654番地
"	樋口正俊	松山市谷町379番地
監事	宮崎澄雄	松山市谷町474番地1
"	谷岡武雄	松山市谷町451番地1

○愛媛県告示第1000号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市斎院樋川土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成15年4月25日

愛媛県知事 加戸守行

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	岡田敬三	松山市山西町685番地
"	一色精樹	松山市南江戸2丁目11番地3
"	清水孝爾	松山市高岡町670番地
"	重松弘明	松山市高岡町575番地
"	木村稔	松山市空港通2丁目18番地3
"	関谷数見	松山市南斎院町1309番地1
"	宮崎信太郎	松山市北斎院町160番地2
"	川崎俊一	松山市南吉田町1502番地
"	藤板武士	松山市南斎院町798番地
"	烏谷一雄	松山市北斎院町708番地4
"	烏谷健	松山市別府町387番地1
"	相原義孝	松山市竹原町1丁目10番地19
監事	西村精司	松山市山西町15番地
"	関谷省三	松山市南吉田町908番地
"	森山邦雄	松山市別府町458番地9
"	松友和広	松山市生石町404番地

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	岡田敬三	松山市山西町685番地
"	一色精樹	松山市南江戸2丁目11番地3
"	清水孝爾	松山市高岡町670番地
"	重松弘明	松山市高岡町575番地
"	木村稔	松山市空港通2丁目18番地3
"	関谷文夫	松山市南斎院町1290番地
"	宮崎信太郎	松山市北斎院町160番地2
"	川崎俊一	松山市南吉田町1502番地
"	藤板武士	松山市南斎院町798番地
"	烏谷一雄	松山市北斎院町708番地4
"	烏谷健	松山市別府町387番地1
"	相原義孝	松山市竹原町1丁目10番地19
監事	西村精司	松山市山西町15番地
"	関谷省三	松山市南吉田町908番地
"	森山邦雄	松山市別府町458番地9
"	松友和広	松山市生石町404番地

○愛媛県告示第1001号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市南吉田町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成15年4月25日

愛媛県知事 加戸守行

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	川崎俊一	松山市南吉田町1502番地
"	関谷省三	松山市南吉田町908番地
"	藤内栄	松山市南吉田町1056番地
"	堀岡公男	松山市南吉田町2801番地
"	山崎保	松山市南吉田町1121番地

"	高 橋 寛	松山市南吉田町1776番地
"	安 高 喜 宏	松山市南吉田町1345番地
"	伊 豫 田 彪	松山市南吉田町1105番地
"	鷓 籠 洋	松山市南吉田町910番地
"	堀 岡 忠 勝	松山市南吉田町922番地 2
"	松 岡 貞 雄	松山市南吉田町533番地 1
"	関 谷 勝 彦	松山市南吉田町1040番地
"	木 村 辰 夫	松山市南吉田町1796番地 3
監 事	新 田 時 宣	松山市南吉田町1098番地
"	花 岡 治 利	松山市南吉田町1803番地
"	神 野 吾	松山市南吉田町1515番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	川 崎 俊 一	松山市南吉田町1502番地
"	関 谷 省 三	松山市南吉田町908番地
"	関 谷 俊 文	松山市南吉田町1746番地
"	松 岡 博 友	松山市南吉田町2584番地 1
"	山 崎 保	松山市南吉田町1121番地
"	花 岡 治 利	松山市南吉田町1803番地
"	神 野 正 敏	松山市南吉田町922番地 2
"	堀 岡 公 男	松山市南吉田町2801番地
"	伊 予 田 彪	松山市南吉田町1105番地
"	安 高 嘉 宏	松山市南吉田町1345番地
"	鷓 籠 洋	松山市南吉田町910番地
"	関 谷 隆	松山市南吉田町1491番地
"	藤 内 栄	松山市南吉田町1056番地
監 事	新 田 時 宣	松山市南吉田町1098番地
"	松 岡 勲	松山市南吉田町522番地
"	木 村 辰 夫	松山市南吉田町1796番地 3

○愛媛県告示第1002号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市富久土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成15年4月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	戒 能 謙 介	松山市富久町455番地
"	玉乃井 洋	松山市富久町224番地
"	玉乃井 洋 一	松山市富久町315番地
"	友 澤 昇	松山市富久町213番地
"	竹 内 正 彦	松山市富久町320番地
"	竹 内 修	松山市富久町303番地
監 事	竹 内 敏 治	松山市富久町320番地
"	友 澤 義 定	松山市富久町328番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	戒 能 謙 介	松山市富久町455番地
"	玉乃井 洋	松山市富久町224番地
"	竹 内 勝	松山市富久町322番地
"	友 澤 昇	松山市富久町213番地
"	竹 内 修	松山市富久町303番地
"	友 澤 正 秋	松山市富久町295番地 1
監 事	竹 内 敏 治	松山市富久町320番地
"	友 澤 義 定	松山市富久町328番地

○愛媛県告示第1003号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市東長戸土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成15年4月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	仲 田 理 男	松山市東長戸3丁目3番地 8
"	門 屋 章 範	松山市東長戸3丁目10番地32
"	松 本 伸 二	松山市東長戸3丁目8番地15
"	門 屋 正 寛	松山市東長戸3丁目1番地 5
"	安 田 豊	松山市東長戸3丁目4番地27
"	仲 田 靖	松山市東長戸3丁目7番地43
"	安 田 稔	松山市東長戸2丁目10番地24
監 事	浅 岡 環	松山市東長戸1丁目2番地17
"	安 田 文 雄	松山市東長戸3丁目8番地15
"	安 田 淪	松山市東長戸3丁目3番地 7

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	仲 田 理 男	松山市東長戸3丁目3番地 8
"	永 田 光 孝	松山市東長戸2丁目7番地35
"	松 本 伸 二	松山市東長戸3丁目8番地15
"	高 松 康 夫	松山市東長戸3丁目7番地37
"	門 屋 章 範	松山市東長戸3丁目10番地32
"	安 田 淪	松山市東長戸3丁目3番地 7
"	仲 田 靖	松山市東長戸3丁目7番地43
監 事	安 田 恒 則	松山市東長戸3丁目2番地 5
"	浅 岡 環	松山市東長戸1丁目2番地17
"	安 田 文 雄	松山市東長戸3丁目8番地15

○愛媛県告示第1004号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市久保田土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成15年4月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	川 崎 淳 一	松山市久保田町98番地
"	池 内 広 志	松山市久保田町340番地
"	池 内 文 典	松山市久保田町321番地 3
"	池 内 光 芳	松山市久保田町323番地 3
"	秀 野 隆 昭	松山市久保田町369番地
"	沼 野 員 典	松山市久保田町365番地
監 事	高 木 秋 利	松山市久保田町335番地
"	嶋 屋 丈 夫	松山市久保田町341番地 2

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	川 崎 淳 一	松山市久保田町98番地
"	池 内 重 利	松山市久保田町347番地
"	沼 野 員 典	松山市久保田町365番地
"	嶋 屋 忠 則	松山市久保田町367番地
"	池 内 文 典	松山市久保田町321番地 3
"	秀 野 隆 昭	松山市久保田町369番地
監 事	高 木 秋 利	松山市久保田町335番地
"	嶋 屋 丈 夫	松山市久保田町341番地 2

○愛媛県告示第1005号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市平井町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成15年4月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	重 信 良 吉	松山市平井町295番地
"	柳 原 保 雄	松山市平井町612番地
"	川 本 辰 男	松山市平井町535番地
"	三 上 孝 重	松山市平井町1982番地
"	日 下 寿	松山市平井町2180番地
"	川 崎 運 徳	松山市平井町1113番地
"	柴 田 保 教	松山市平井町1121番地
"	石 橋 清 春	松山市平井町1595番地
"	松 沢 康 幸	松山市平井町2495番地
"	豊 田 穰	松山市平井町1630番地
"	野 中 俊 彦	松山市平井町3046番地
"	竹 本 薫	松山市平井町2695番地 1
"	三 上 宗 利	松山市平井町3007番地
"	滝 野 久 夫	松山市平井町1411番地 2
監 事	豊 田 佳 昭	松山市平井町1623番地
"	野 中 威	松山市平井町2879番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	豊 田 義 隆	松山市平井町1658番地
"	竹 本 薫	松山市平井町2695番地 1
"	野 中 俊 彦	松山市平井町3046番地
"	森 本 健 一	松山市平井町1386番地 1
"	川 本 賢 弘	松山市平井町2130番地
"	三 上 孝 重	松山市平井町1982番地
"	柴 田 保 教	松山市平井町1121番地
"	川 崎 運 徳	松山市平井町1113番地
"	森 本 俊 量	松山市平井町548番地
"	松 沢 康 幸	松山市平井町2495番地
"	野 中 威	松山市平井町2879番地
"	松 田 幸 雄	松山市平井町633番地
"	石 橋 清 春	松山市平井町1595番地
"	重 信 良 吉	松山市平井町295番地
監 事	武 智 忠 行	松山市平井町1678番地
"	和 田 幸 男	松山市平井町1946番地 2

○愛媛県告示第1006号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市西石井土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成15年4月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	関 谷 綱 一	松山市西石井6丁目8番地35
"	白 石 公 明	松山市西石井5丁目14番地1
"	松 田 辰 美	松山市西石井5丁目10番地28
"	西 岡 国 雄	松山市西石井4丁目8番地3
"	永 井 寛 幸	松山市西石井6丁目15番地5
"	西 岡 洋 司	松山市西石井4丁目8番地29
"	西 岡 耕 一	松山市西石井2丁目2番地17
"	白 石 幸	松山市西石井5丁目14番地31
監 事	八 束 敦 美	松山市西石井1丁目2番地27
"	白 石 勅 彦	松山市西石井5丁目9番地30

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	関 谷 綱 一	松山市西石井6丁目8番地35
"	榎 股 高 明	松山市西石井3丁目2番地12
"	松 田 辰 美	松山市西石井5丁目10番地28
"	白 石 公 明	松山市西石井5丁目14番地1
"	一 色 一 郎	松山市西石井6丁目12番地12
"	西 岡 国 雄	松山市西石井4丁目8番地3
"	永 井 寛 幸	松山市西石井6丁目15番地5
"	西 岡 洋 司	松山市西石井4丁目8番地29
監 事	八 束 敦 美	松山市西石井1丁目2番地27
"	白 石 勅 彦	松山市西石井5丁目9番地30

○愛媛県告示第1007号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市三町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成15年4月25日

愛媛県知事 加戸守行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	池 田 恒 隆	松山市三町三丁目15番地23
"	三 好 博 臣	松山市三町三丁目13番地28
"	大 西 敏 明	松山市三町三丁目6番地15
"	竹 村 寿 雄	松山市三町二丁目4番地7
"	日 野 哲 雄	松山市三町二丁目4番地10
"	石 丸 巽	松山市三町三丁目16番地24
"	竹 村 主 計	松山市三町三丁目14番地15
監 事	中 田 弑 弘	松山市三町二丁目3番地2
"	首 藤 洋	松山市三町二丁目5番地3

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	竹 村 寿 雄	松山市三町二丁目4番地7
"	日 野 哲 雄	松山市三町二丁目4番地10
"	富 野 豊	松山市三町二丁目2番地24
"	村 上 常 徳	松山市三町三丁目16番地31
"	三 好 博 臣	松山市三町三丁目13番地28
"	竹 村 主 計	松山市三町三丁目14番地15
"	中 田 弑 弘	松山市三町二丁目3番地2
監 事	池 田 恒 隆	松山市三町三丁目15番地23
"	石 丸 巽	松山市三町三丁目16番地24

○愛媛県告示第1008号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、南予用排水土地改良区連合から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成15年4月25日

愛媛県知事 加戸守行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	藤 井 万 一 郎	宇和島市柿原636番地
"	梅 崎 将 志	宇和島市大浦甲1883番地
"	毛 利 重 樹	西宇和郡保内町須川2097番地
"	二 宮 不 二 男	西宇和郡保内町宮内4番耕地13番地第1
"	大 星 政 人	西宇和郡伊方町川永田甲1071番地
"	松 下 均	西宇和郡三崎町正野1121番地
"	桐 山 寿 男	東宇和郡明浜町大字高山甲3560番地
"	毛 利 信 介	北宇和郡吉田町大字立間2番耕地103番3
監 事	佐 藤 正 巳	東宇和郡明浜町大字狩浜2-45番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	上 田 実 彦	西宇和郡伊方町二見甲586番地
監 事	藤 井 万 一 郎	宇和島市柿原636番地

○愛媛県告示第1009号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市保免土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成15年4月25日

愛媛県知事 加戸守行

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	竹 田 俊 夫	松山市保免上2丁目10番地10

○愛媛県告示第1010号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市馬木町土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成15年4月25日

愛媛県知事 加戸守行

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	野 間 徳 哉	松山市馬木町200番地

○愛媛県告示第1011号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、新居浜市洪水土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・洪水幹線地区）の施行を平成15年4月16日認可した。

平成15年4月25日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1012号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成15年4月25日

愛媛県知事 加戸守行

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所  
新居浜市大永山字須領174の15、174の37、174の39
- (2) 指定の目的  
水源のかん養
- (3) 指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
⑦ 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ロ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

西条市藤之石字吉居乙27、乙28、乙81の1、乙82、乙83の1、乙83の2、乙84、乙85の1、乙85の2、乙91、乙92の1、乙92の2、乙93から乙96まで、乙103の1、乙111の1、乙115の1、乙116、乙118の1、乙127の1、乙127の2、乙129から乙133まで、乙134の3、乙135、乙144、東之川字川出乙25、乙26の1から乙26の3まで、乙27、乙62から乙64まで、乙67、乙68、乙72、乙73、乙74の1、乙74の2、乙75から乙80まで、字カゲ崎丙128から丙134まで、西之川字式之瀧丁12

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ロ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1013号

次の区域及び区分の特定第2号漁業者の同意は漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第2項に規定する要件に適合すると認めるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成15年4月25日

愛媛県知事 加戸守行

区 域	区 分
町見区域(町見漁業協同組合の地区)	主として船びき網を使用して営む漁業

○愛媛県告示第1014号

愛媛県普通河川管理条例(昭和32年愛媛県条例第29号)第3条の規定による普通河川のうち、次の普通河川を廃止する。

平成15年4月25日

愛媛県知事 加戸守行

河 川 名	区 域
小々々支流 笠ヶ谷川	右岸 伊予郡中山町大字佐礼谷6号150番地先から同町大字佐礼谷乙369番2地先まで

左岸 伊予郡中山町大字佐礼谷6号151番1地先から同町大字佐礼谷6号123番2地先まで

○愛媛県告示第1015号

愛媛県普通河川管理条例(昭和32年愛媛県条例第29号)第3条の規定による普通河川のうち、次の普通河川を廃止する。

平成15年4月25日

愛媛県知事 加戸守行

河 川 名	区 域
単流 鷹之谷川	右岸 伊予郡双海町上灘字成乙21番地先から同町上灘字成甲15番地先まで 左岸 伊予郡双海町上灘字成乙21番地先から同町上灘字成甲10番2地先まで
単流 成川	右岸 伊予郡双海町上灘字成乙37番4地先から同町上灘字成甲39番地先まで 左岸 伊予郡双海町上灘字成乙37番4地先から同町上灘字成甲38番2地先まで
単流 蕎麦谷川	右岸 伊予郡双海町上灘字榎野甲1447番地先から同町上灘字榎野甲1167番地先まで 左岸 伊予郡双海町上灘字榎野甲1447番地先から同町上灘字榎野甲1417番地先まで
小支流 奥大江川	右岸 伊予郡双海町上灘字三島甲2858番地先から同町上灘字奥大栄甲2964番地先まで 左岸 伊予郡双海町上灘字三島甲2858番地先から同町上灘字奥大栄甲2962番地先まで
小支流 鎌下駄川	右岸 伊予郡双海町上灘字大栄甲3236番2地先から同町上灘字大栄甲3295番地先まで 左岸 伊予郡双海町上灘字大栄甲3236番2地先から同町上灘字大栄甲3296番地先まで
支流 猪ノ谷川	右岸 伊予郡双海町上灘字両谷乙82番4地先から同町上灘字久保甲480番1地先まで 左岸 伊予郡双海町上灘字両谷乙82番5地先から同町上灘字久保甲4142番1地先まで
支流 休場川	右岸 伊予郡双海町上灘字長谷甲4672番1地先から同町上灘字長谷甲5200番地先まで 左岸 伊予郡双海町上灘字長谷甲4711番地先から同町上灘字長谷甲5301番地先まで
小支流 中の川	右岸 伊予郡双海町上灘字休場甲8番地先から同町上灘字休場甲106番地先まで 左岸 伊予郡双海町上灘字休場甲8番1地先から同町上灘字休場甲111番2地先まで
小々支流 ウスキ川	右岸 伊予郡双海町上灘字山田甲4328番地先から同町上灘字山田甲81番地先まで 左岸 伊予郡双海町上灘字山田甲4319番地先から同町上灘字山田甲81番1地先まで
支流 二瀬川	右岸 伊予郡双海町高岸字ダバ62番地先から同町高岸字ダバ甲691番地先まで 左岸 伊予郡双海町高岸字ダバ59番地先から同町高岸字ダバ甲1128番2地先まで
単流 大平川	右岸 伊予郡双海町高岸字大平乙1169番地先から同町高岸字大平甲1372番1地先まで 左岸 伊予郡双海町高岸字大平乙1168番1地先から同町高岸字大平甲1308番2地先まで
支流 小谷川	右岸 伊予郡双海町高岸字小谷甲2035番2地先から同町高岸字小谷甲2041番地先まで 左岸 伊予郡双海町高岸字小谷甲2035番1地先から同町高岸字小谷甲2031番地先まで

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年4月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成15年4月16日	特定非営利活動法人 瀬戸内エコライフ	黒 川 幸 弘	西条市西泉乙385番地	本法人は、人類一人一人が環境問題を、自己の生命に関わる重大な問題として真摯に受止め、相互に協力しあって環境汚染から地球を救う為の活動を行うことを主たる目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年4月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成15年4月16日	特定非営利活動法人 しまなみ海道21世紀の会	品 部 利 雄	今治市北日吉町3丁目1番31号	この法人は、今治市及び越智郡地域の住民に対して、しまなみ海道を活用した地域活性化のためのイベント企画、国内外への広報活動に関する事業を行い、また、新しい観光産業、環境医療産業、企業誘致等の事業を行い、もって、今治市及び越智郡地域のまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年4月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成15年4月14日	特定非営利活動法人 愛と心えひめ	榭 田 三 郎	松山市鷹子町744番地	この法人は、在宅高齢者の介護や、子育て支援を必要とする人々に対し、住民参加と相互扶助の精神に基づき、対等な関係においてのボランティアが支える福祉サービス活動を中心に、安心して暮らしていくことのできる福祉のまちづくりを推進し、もって、地域福祉の向上、愛と心のネットワークづくりに、寄与することを目的とする。

正 誤

○正 誤

平成15年4月11日付け第1447号愛媛県規則第42号（愛媛県事務処理規則の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則及び児童福祉法施行細則の一部を改正する規則）中

ページ	箇所	誤	正
434	附則第1項	この規則は、公布の日から施行する。	この規則は、公布の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。